

広域振興局長

提出者 太平洋セメント株式会社大船渡工場

住所 〒022-0007 岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6

氏名 工場長 中島 卓哉 印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

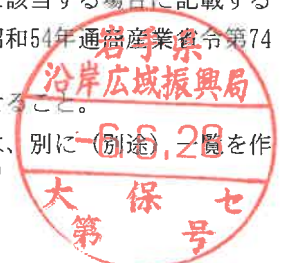
主たる工場又は事業場の名称	大船渡工場	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	218,215 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
大船渡工場	〒022-0007 岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6	218,215 kl
		kl
		kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。（A4）



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(2023)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	前年度二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	
		エネルギーの使用量			販売したエネルギー使用量							
		数値 A	単位 B	熱量(GJ) C	数値 D	単位 E	熱量(GJ) F					
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL						
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL						
	揮発油(ガソリン)	11	kL	358		kL		358	25	25	-1	
	ナフサ		kL			kL						
	ジェット燃料		kL			kL						
	灯油	26	kL	949		kL		949	65	73	-8	
	軽油		kL			kL						
	A重油		kL			kL						
	B・C重油		kL			kL						
	石油アスファルト		t			t						
	石油コークス		t			t				1,434		
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t					
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³					
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t					
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³					
	石炭	原料炭	輸入原料炭	184,800	t	5,303,760	t	5,303,760	478,399	484,475	-6,076	
			コークス用原料炭		t		t					
		一般炭	吹込用原料炭		t		t					
			輸入一般炭		t		t					
			国産一般炭		t		t					
		輸入無煙炭		t		t						
	石炭コークス		t		t							
	コールタール		t		t							
	コークス炉ガス		千m ³		千m ³							
	高炉ガス		千m ³		千m ³							
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³								
転炉ガス		千m ³		千m ³								
その他の燃料	都市ガス		千m ³		千m ³							
	()											
非化石燃料	黒液		t		t							
	木材	5,771	t	76,177	t	76,177						
	木質廃材	1,135	t	19,409	t	19,409						
	バイオエタノール		kL		kL							
	バイオディーゼル		kL		kL							
	バイオガス		千m ³		千m ³							
	その他バイオマス	1,422	t	18,770	t	18,770						
	RDF	2,002	t	36,036	GJ/t	36,036		2,141				
	RPF		t		GJ/t							
	廃タイヤ	2,454	t	81,473	GJ/t	81,473		4,033	7,374	-3,341		
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t							
	廃プラスチック(産業廃棄物)	38,951	t	1,141,264	GJ/t	1,141,264		100,013	102,786	-2,773		
	廃油	1,833	kL	73,687	GJ/kL	73,687		4,836	5,066	-230		
	廃棄物ガス		千m ³		千m ³							
	混合廃材		t		t							
水素		t		t								
アンモニア		t		t								
その他燃料(シュレッターダスト等)	8,098	t	178,156		178,156		16,788	452	16,336			
小計①							6,930,039	606,300	601,681	4,615		
熱	産業用蒸気		GJ		GJ							
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ							
	温水		GJ		GJ							
	冷水		GJ		GJ							
	地熱		GJ		GJ							
	温泉熱		GJ		GJ							
	太陽熱		GJ		GJ							
	雪氷熱		GJ		GJ							
小計②												
電気	電気事業者①	155,547	千kWh	1,343,925	千kWh	1,343,925		75,129	73,450	1,679		
	電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh		千kWh							
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh							
	自家発電	太陽光		千kWh		千kWh						
		水力		千kWh		千kWh						
		風力		千kWh		千kWh						
その他	51,111	千kWh	183,998	千kWh	183,998							
小計③							1,527,925	75,129	73,450	1,679		
合計 ④=①+②+③							8,457,962	681,429	675,134	6,295		

(2)原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	218.215	kL
--------------	---------	----

(3)温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	681,429	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量		1,514	t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		1,239	t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量			t-CO ₂
合 計		684,182	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

- 1.化石燃料の使用量の低減により社会トータルとしてのCO2排出量を抑制。
- ・廃棄物燃料の積極的な活用と新規リサイクル燃料の発掘 活動継続
 - ・廃棄物を使用した燃料製造設備の安定運用 活動継続
- 2.効率運転による電力使用量の低減
- ・1号キルン下水汚泥混合乾燥設備導入 令和6年実施予定 原油換算:1,483 kl/年

【具体的な取組状況】

- ・下水汚泥持込み水分量減による使用熱量の低減

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

- 1).メール活用による事務用紙の削減と再生古紙の利用推進。
- 2).工場内原燃料運搬車両のエコドライブ
- 3).従業員及び社有車量使用抑制によるCO2削減の啓蒙活動。(通勤時ノーカーデーの啓蒙)
- 4).原料代替となる廃棄物の積極的な活用により天然原料の枯渇防止と最終処分場の延命に寄与する。